

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月6日

【会社名】 ニュースキン・エンタープライジズ・インク
(Nu Skin Enterprises, Inc.)

【代表者の役職氏名】 アシスタント・ジェネラル・カウンセル兼秘書役補佐
(Assistant General Counsel and Assistant Secretary)
クレイトン・A・ジョーンズ
(Clayton A. Jones)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国84601 ユタ州プロボ、
ウエスト・センター・ストリート75
(75 West Center Street, Provo, Utah 84601, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門 田 正 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 郁 乃

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【提出理由】

本報告書は、2016年3月2日にニュースキン・エンタープライジズ・インク（以下、本書において「当社」という。）が取締役会の報酬委員会において、新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集の開始を決議したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の2の規定に基づき提出するものである。

2【報告内容】

(イ) 銘柄

新株予約権証券

(ロ) 発行数

204,600個

(ハ) 発行価格

0米ドル（0円）

(ニ) 発行価額の総額

0米ドル（0円）

(ホ) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類

クラスA記名式額面普通株式（額面0.001米ドル）

2. 株式の内容

当社の定款は、当社がクラスA普通株式に加えてクラスB普通株式（額面0.001米ドル）と優先株式（額面0.001米ドル）を発行することができる旨を定めている。

クラスA普通株式1株の株主は、当社の株主の決議に付されるすべての事項につき1議決権を有するのに対し、クラスB普通株式1株の株主は、当該事項につき10議決権を有する。

上記で述べた多議決権を有するクラスB普通株式は、当社の設立時に当初の株主に議決権のコントロールをもち続けることが可能になるように発行された。2003年に、当社の当初の株主からの大幅な株式の買取に関連して、これらの株主は保有する全てのクラスB普通株式をクラスA普通株式に転換することに合意した。その後、当社は発行済社外クラスB普通株式を有していない。

優先株式は、1つ又は複数のシリーズで随時発行することができる。取締役会は、デラウェア州一般会社法に従って採択され、提出された決議によって、優先株式のあるシリーズの発行を定め、当該シリーズに含まれるべき株式数を随時設定することができる。優先株式の各シリーズは、当該優先株式の発行を規定する決議に記載された完全なもしくは制限のある議決権を有することもでき又は無議決権とすることもできる。但し、普通株式の合計の議決権の少なくとも66 2/3%の所有者が当該優先株式の発行を承認しなければ、取締役会は、（ ）通常の状況下での取締役の選任についての議決権、又は（ ）いかなる状況下でも、当会社の取締役の50%以上を選任する権利を有する優先株式を発行することはできない。

当社は、普通株式と議決権又は経済的な権利の異なる優先株式を発行することができ、このことにより、エクイティ・ファイナンスの募集の仕組み及び条件について柔軟性を有する。

なお、本書提出日現在、クラスB普通株式及び優先株式について発行済社外株式はない。

3. 株式の数

本新株予約権1個当たり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数204,600株

但し、下記事項による調整がありえる。

a) 当社株式又はその価格に対して影響のある合併、再編、統合、資本再構成、配当又は分配（通常の現金配当を除く。また、現金、株式又はその他の資産を問わない。）、株式分割、株式併合、会社分割若しくは類似の取引又はその他の会社組織の変更があった場合は、当社の報酬委員会が会計及び税効果を考慮して公正又は適切であるとみなしたとおり、本プラン（注）及び本新株予約権に対して当該調整及びその他の代替を行うものとする。この調整には、本プランに基づき付与された発行済み本新株予約権の対象となる有価証券の数、種類、内容及びオプション又は行使価格について報酬委員会が適切であるとみなす調整（報酬委員会が適切であるとみなした場合は、他社株式の購入が可能な類似の新株予約権又は他社株式によるその他の報酬への代替を含む。）が含まれる。ただし、本新株予約権による株式の数は、常に整数となるものとする。

b) パフォーマンス・ベスティング・オプション（注）については、受給権が確定する本新株予約権の数は、2016年、2017年及び2018年において達成された1株当たり利益により決定される。

（注）本募集は当社の「ニュースキン・エンタープライジズ・インク修正再表示2010年オムニバス・インセンティブ・プラン」（本書において「本プラン」という。）に基づき、（ ）当社の役員1名に対し付与され、2017年、2018年、2019年及び2020年の2月15日に4分の1ずつの割合で（必要に応じて端数の調整を行う）受給権が確定する新株予約権（以下、「タイム・ベスティング・オプション」という。）115,800個及び（ ）当社の役員1名に対し付与され一定の期間における一定の1株当たり利益目標の達成度に比例して受給権が確定する新株予約権（以下、「パフォーマンス・ベスティング・オプション」という。）88,800個に関する募集である。

本プランは2010年5月26日開催の当社年次株主総会で承認され、その修正及び再表示につき2013年6月3日開催の当社年次株主総会で承認された。本書に基づく本新株予約権の募集は、当社取締役会における報酬委員会の2016年3月2日付の書面による全会一致の同意により採択されたものである。

（ハ）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1. 新株予約権の行使時の払込金額

6,266,898米ドル（704,963,356円）

（全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額である。）

（注）別段の記載がある場合を除き、本臨時報告書に記載の「ドル」又は「\$」は米国ドルを指すものとする。本臨時報告書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=112.49円の換算率（株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2016年3月1日現在の対顧客電信直物相場の仲値）により換算されている。

2. 行使価額

30.63米ドル（3,446円）

3. 行使価額の調整

上記（ホ）3.但書を参照のこと。

（ト）新株予約権の行使期間

2017年2月15日から2023年3月2日までの間に、受給権の確定により行使可能となる。

（注）本新株予約権は、受給権の確定と同時に行使可能となる。本新株予約権は付与日から7年経過後に失効する。受給権の確定時期については下記「新株予約権の行使の条件」を参照されたい。

（チ）新株予約権の行使の条件

1. タイム・ベスティング・オプションの行使の条件

タイム・ベスティング・オプションは、2017年、2018年、2019年及び2020年の2月15日に4分の1ずつの割合で（必要に応じて端数の調整を行う）、受給権が確定する。

チェンジ・イン・コントロール事象（本プランにより定義される）の発生前6ヶ月以内及びチェンジ・イン・コントロール事象に関連して、もしくは当該チェンジ・イン・コントロール事象の発生から2年以内に、原因（付与契約により定義される）以外の理由で本プランに参加する者（以下、

「本プラン参加者」という。)との雇用関係が当会社及び/又は当会社の子会社により終了した場合、又は、本プラン参加者が正当な理由(付与契約により定義される)でその雇用関係を終了させた場合、すべての当該タイム・ベスティング・オプションの受給権の確定の期限は繰り上げられ、本プラン参加者の雇用関係の終了直前に受給権が確定したものとみなされる。

本プラン又は付与契約の規定に従って早期に終了されない限り、いかなる理由により本プラン参加者の継続的勤務(付与契約により定義される)が終了した後も、タイム・ベスティング・オプションは、3ヶ月間行使することができる。

2. パフォーマンス・ベスティング・オプションの行使の条件

- (a) 88,800個の3分の1のパフォーマンス・ベスティング・オプションについては、2016年の1株当たり利益に基づき、2016年の1株当たり利益の計算について報酬委員会が承認した日に、その全部又は一部の受給権が確定する。
- (b) 88,800個の3分の1のパフォーマンス・ベスティング・オプションについては、2017年の1株当たり利益に基づき、2017年の1株当たり利益の計算について報酬委員会が承認した日に、その全部又は一部の受給権が確定する。
- (c) 88,800個の3分の1のパフォーマンス・ベスティング・オプションについては、2018年の1株当たり利益に基づき、2018年の1株当たり利益の計算について報酬委員会が承認した日に、その全部又は一部の受給権が確定する。

本パフォーマンス・ベスティング・オプションにおいて、「1株当たり利益」は、米国の一般会計原則に沿って計算された希薄化後1株当たり利益を意味する。但し、

- (1) 当該1株当たり利益の計算は、実際の発行済社外株式総数又は以下の株式数のうちいずれか大きい方の数に基づくものとする。

2016年	55,500,000株
2017年	54,000,000株
2018年	52,500,000株

- (2) 以下の事項を1株当たり利益の計算から除くものとする。

- (A) 2016年1月1日よりも前に係争中の訴訟の展開、決定又は和解により見込まれる又はその結果により生じる費用、利子、又は損益。
- (B) 資産の処分又は事業もしくは部門の売却もしくは譲渡による損益。
- (C) 株式配当、株式分割又は株式併合による影響。
- (D) 会計の変更による影響。
- (E) 米国の一般会計原則に定義されるその他特別な事情。

報酬委員会は、上記の規定に従った「1株当たり利益」の計算を検討及び承認し、その決定は当社と従業員を拘束する。各トランシェにかかる1株当たり利益の計算について、報酬委員会が承認した日に、各トランシェの受給権が確定するものとする。

受給権が確定しないパフォーマンス・ベスティング・オプションのトランシェは、当該トランシェの1株当たり利益の計算を報酬委員会承認後に直ちに失効する。

チェンジ・イン・コントロール事象(本プランにより定義される)の発生前6ヶ月以内及びチェンジ・イン・コントロール事象に関連して、もしくは当該チェンジ・イン・コントロール事象の発生から2年以内に、原因(付与契約により定義される)以外の理由で本プラン参加者との雇用関係が当会社及び/又は当会社の子会社により終了していた場合、又は、本プラン参加者が正当な理由(付与契約により定義される)でその雇用関係を終了させた場合、すべての当該パフォーマンス・ベスティング

グ・オプションの受給権の確定の期限は繰り上げられ、本プラン参加者の雇用関係の終了直前に受給権が確定したものとみなされる。

本プラン又は付与契約の規定に従って早期に終了されない限り、いかなる理由により本プラン参加者の継続的勤務（付与契約により定義される）が終了した後も、パフォーマンス・ベスティング・オプションは、3ヶ月間行使することができる。

- (リ) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
該当なし（本新株予約権の行使に際しては、新株は発行せず、自己株式を交付する。）
- (ヌ) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権は、遺言又は遺産の相続及び分配に関する法律による場合を除き譲渡することができず、また、当該役員の生存中に当該役員によってのみ行使可能である。
- (ル) 勧誘の相手方の人数及びその内訳
当社の日本在住の役員1名への割当て
- (ロ) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
該当なし
- (ワ) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容は、勧誘の相手方との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約において定める。

以 上